

対象施設・事業		対象者				
		3～5歳児クラス	満3歳 (3歳になった日から最初の 3月31日までにある子ども)		満3歳未満	
		市町村民税課税・非課税 は問わず	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯 のみ	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育部分) ・地域型保育事業所 ・企業主導型保育事業所 (従業員枠・地域枠)※2 	対象	対象外	対象	対象	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(教育部分) ・公立幼稚園 ・新制度移行幼稚園 	教育部分	対象	対象	対象	-
		預かり保育	対象 (月額上限11,300円) ※1保育の必要性 の認定必要	対象外	対象 (月額上限16,300円) ※1保育の必要性 の認定必要	-
3	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成園 	教育部分	対象 (月額上限25,700円)	対象 (月額上限25,700円)	対象 (月額上限25,700円)	-
		預かり保育	対象 (月額上限11,300円) ※1保育の必要性 の認定必要	対象外	対象 (月額上限16,300円) ※1保育の必要性 の認定必要	-
4	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等 (認可外保育施設・一時預かり事業・病児 保育事業・ファミリーサポートセンター事 業) 	対象 (月額上限37,000円) ※1保育の必要性 の認定必要	対象外	対象 (月額上限42,000円) ※1保育の必要性 の認定必要	対象 (月額上限42,000円) ※1保育の必要性 の認定必要	

※1「保育の必要性の認定必要」と記載がある場合は、無償化の対象となるために、枚方市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定の詳細については、保育幼稚園入園課(072-841-1472)にお問い合わせ下さい。

※2 企業主導型保育事業所の地域枠は枚方市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定の詳細については保育幼稚園入園課(072-841-1472)にお問い合わせ下さい。

※認可保育所等と認可外保育施設等の併用について

1 「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「地域型保育事業所」「企業主導型保育事業所(従業員枠・地域枠)」に在園の方が、認可外保育施設等を利用した場合は、既に在園している施設で無償化を受けているため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。

2 「認定こども園(教育部分)」「公立幼稚園」「新制度移行幼稚園」、3 「私学助成園」に在園の方が、認可外保育施設等を利用した場合は、既に在園している施設で無償化を受けているため、保育の必要性の認定を受けている場合でも、原則認可外保育施設等は無償化の対象外です。但し、例外的に在園している施設の預かり保育事業の実施が「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満」の場合は、認可外保育施設の利用料も預かり保育事業の上限額の範囲内で無償化の対象となります(保育の必要性の認定必要)。他市の状況につきましては、施設所在市町村のホームページ等でご確認下さい。

★幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を請求する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅します。請求期限より後に市が受理した場合は、お支払することができません。請求期限の迫った請求書は、上記提出期間にかかわらず、早急にご提出ください。(例)令和5年10月利用分の請求期限:令和7年10月31日(金)